

令和 6 年第 3 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 8 日 (金)

午前 9 時 3 0 分開会

午前 1 0 時 3 0 分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7 階会議室

3. 出席委員 (農業委員 1 2 名)

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

5 番 松井 祥壮

6 番 梶原 安行

7 番 山田 政則

8 番 岩木 國明

1 0 番 吉田 雅子

1 1 番 中谷 純子

1 2 番 中田 安義

1 3 番 岡 真由美

1 4 番 岩本 博志

(推進委員 1 2 名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 中山 憲治

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 田丸 和也

推進委員 安井 多佳子

推進委員 松井 辰夫

4. 欠席委員 (2 名)

4 番 是佐 恵美子

9 番 古川 憲吾

推進委員 清水 透

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 次 長 藤本 秀樹

主 査 比良 大助

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(一括方式)

(3) 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(4) 議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
 (3) 報告第 3 号 農地等の公売に伴う買受適格証明申請について
 (農地転用届出関係)

9. その他

(開会 午前 9 時 3 0 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 3 回廿日市農業委員会総会を開会いたします。
議長	まず、本会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、1 番、河井委員、2 番、木浦委員さんのご両名をお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、位置図は 1 ページ、2 ページになります。 番号 21 番、農地の所在地は、宮島町字厳島浦、登記地目は田、畑並びに山林で、関係者は議案記載のとおりです。 面積は、5 筆の 7, 589 平方メートルで、利用目的は畑です。 期間は、公告日から令和 7 年 3 月 31 日までの、賃貸借の更新を行うものです。 次に、番号 23 番、農地の所在は浅原字枇杷ヶ原、登記地目は田で、関係者は議案記載のとおりです。 面積は、1 筆の 2, 236 平方メートルで、利用目的は田です。 期間は公告日から令和 9 年 12 月 31 日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農

	用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 21番を山田委員さん、23番を安井委員さん。それでは、21番を山田委員さん、よろしくお願いいたします。
7番委員	7番の山田です。地図は1ページです。この場所は、包ヶ浦を通過して、ちょうど弥山の裏側に位置するところです。ここに2月16日に吉田委員、それから事務局とで現地を確認しています。廿日市市が所有する農地の利用権の設定を更新するというものです。この〇〇さんは、無農薬自然栽培を実践しておられます。品目の種類も年々拡大して、いろんな種類の野菜を栽培している状況です。経営に対する考え方も非常に前向きで、意欲を持って進めているというところです。利用権貸借の更新に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは23番を安井委員さん、よろしくお願いいたします。
安井推進委員	推進委員の安井です。23番について説明します。地図は2ページになります。2月19日、古川委員、事務局とで現地調査を行いました。地図を見ていただきますと、浅原市民センターから1キロぐらい南に下がったところにあり、ほ場された農地が広がっています。所有者による耕作が困難となり、〇〇さんから〇〇さんが借り受け、水稻を作られるということです。現地調査の時、田の荒起こしなど、今年の作付け準備を進められているのが確認できました。周りに住宅もなく、特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、この2件について、ご意見、ご質問等があれば、よろしくお願いいたします。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第10号について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第10号について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について、議案としますが、議席番号12番の中田委員さんが関係する案件のため、中田委

	員さん、退席をお願いいたします。 ＝ 中田委員 退席 ＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について、説明させていただきます。 これについては、前回の総会で審議していただいた、法人よしわに貸し付ける案件の続きになります。 議案書は 5 ページから 7 ページ、位置図は 3 ページ、4 ページになります。 6 件について、まとめて説明させていただきます。 登記地目は田で、関係者は議案記載のとおりです。面積は 14 筆の 2 万 2,867 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 15 年 12 月 31 日までで、賃貸借から使用貸借に変更し、新規設定を行うものです。 いずれも内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一括方式について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 24 番から 29 番について、岡職務代行、よろしくお願いいたします。
13 番委員	13 番の岡です。24 番から 26 番、29 番について、説明いたします。先月にもあったように同じ案件で、内容的には皆さんお分かりになっているかと思います。2 月 21 日に倉本委員、中田委員、事務局、私とで現地を確認いたしました。新規扱いとはなっておりますけれども、今までどおり、〇〇が受けておられますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第 11 号について、承認することに異議はございませんか。 《 委員より異議等なし 》
議長	異議なしと認め、議案第 11 号について、承認することに決定します。 それでは、中田委員さん、お席にお戻りください。

	＝中田委員 復席＝
議長	続きまして、議案第１２号、農地法第３条の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１２号、農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は９ページ、位置図は５ページから７ページになります。 番号４５番、農地の所在は、津田字小更、登記地目は畑及び雑種地です。面積は、２筆の１，１０１平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難のため、譲受人は購入する自宅に近く、営農を始めるためで、有償の所有権移転です。 次に番号４６番、農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は田です。面積は、１筆の２，１１６平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 次に番号５３番、農地の所在は、栗栖字五所河内、登記地目は田及び畑です。面積は、２筆の３９９平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は、今回購入する空き家に近く、営農を始めるためで、有償の所有権移転です。 保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることが考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第１２号、農地法第３条の規定による許可申請について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ４５番を、松井委員さん、４６番を岩木委員さん、５３番を田丸委員さん。それでは４５番松井委員さんお願いいたします。
松井推進委員	推進委員の松井です。議案第１２号、番号４５について説明いたします。なお、位置図ですが、５ページでございます。 現地確認は、令和６年２月２０日に、市職員、農業委員並びに私、推進委員計３名で確認をしております。申請場所ですが、佐伯支所から東方約１．２キロの県道３０号沿いで、付近には佐伯総合スポーツ公園とか、佐伯中学校等がある、津田字小更の２筆で、面積は１，２０１平方メートルです。申請内容ですが、譲渡人さんと、譲受人さんによる、農地法第３条に係る有償移転でございます。譲渡人さんは、先ほども言われましたが、高齢のため耕作困難でありまして、近傍に居住する譲受人さん

	が引き続き耕作をされると聞いております。現状ですが、調査時には畑として整備されておりまして、家屋が若干ありますけど、いつでも農地を畑として使用できる状態と思います。影響等ですけど、以上のことから、有償移転については特に問題はないと考えられ、また、周辺農地への影響も特に考えられません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。４６番について岩木委員さん、お願いいたします。
８番委員	８番岩木です。番号が４６番の申請の報告をいたします。 地図は６ページでございます。２月１６日、事務局職員のかたと堀田推進委員と私とで、現地確認をいたしました。譲渡人〇〇さんは、現地は耕作はされていないのですが、借受人が今現在、野菜栽培をされており、今は玉ねぎがたくさん植わっております。譲受人の〇〇さんとの３条申請です。〇〇さんは野菜苗等の育苗販売をしておられて、親子で〇〇を経営しておられ、耕作については何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、５３番について、田丸委員さんお願いします。
田丸推進委員	推進委員の田丸です。５３番についてご報告いたします。 地図は７ページです。２月２１日に神島委員、事務局１名、私と、計３名で現地確認を行いました。現地は佐伯支所より吉和方面に約４キロ、岩倉橋を渡り、右に２００メートル程度奥まったところにあります。現状は、総面積の２分の１は防草シートが張られており、少しの手を加えれば、すぐにでも農地として使用できると考えます。譲受人も今回一括で購入した住居、網掛けの部分の左下のほうですけれど、道路の行き止まりの部分、その左側に住居を構えていますので、そのリフォームが完了しだい、いろいろ野菜を作りたいということです。休耕地が耕作地に復活することは大変望ましく思います。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、この３件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。
８番委員	先ほどの件でございますけれど、地図の説明しておりませんでした。玖島小学校、旧玖島小学校ですね、湯来町のほうへ向かって芸南カントリークラブのすぐ下のほうの位置でございます。

議長	ありがとうございました。ございませんか。 意見がないようですので、お諮りします。 議案第１２号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１２号について、許可することに決定します。 続きまして、議案第１３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案とします。 説明をお願いいたします。
事務局	議案第１３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は１０ページ、位置図は８ページになります。 番号３８番、農地の所在は友田字氏森の第２種農地です。登記地目は畑です。面積は、１筆の２２平方メートルの申請です。転用理由は、道路として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず、既に道路として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第１３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ３８番を河井委員さん、お願いいたします。
１番委員	１番の河井です。３８番の農地法の５条の申請について説明をいたします。２月２０日、小西委員と事務局３人で現地確認をしております。場所は地図の８ページで、友和市民センターの裏方面になります。地図を見ていただきますと、赤い斜線のところの四差路と北へ道はありますのですが、三差路のところまでですが、６０年以上の話だろーと思います、北側の三差路より４０メートルぐらいは２．７メートルの幅の道があったようです。その上の３０メートルぐらいは幅１メートルぐらいの里道があり、また、右に曲がっていたそうです。それで、この辺りの住民が里道の拡張と農地を提供し、通り抜ける道を造った、農業委員会に申請せずに造ったようです。今回、赤い斜線の右側の宅地の所有者が所有権の移転するに当たり、登記上は畑で、現状は公衆用道路として利用されていることが分かつ

	たようです。譲受けられる〇〇さんが廿日市市に寄贈したいと相談されたそうですが、廿日市市も、市道にするには4メートル幅の幅が必要であり、ここだけ4メートルにしても意味がないということですね。断られたそうです。木東さんの了解の基に今後も現状のまま、公衆用道路として利用することになったようです。 以上、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》 意見がないようですので、お諮りします。 議案第13号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第13号について、許可することに決定いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は11ページ、12ページ、位置図は9ページから13ページになります。 番号15番については、農地転用の手続を行わず、既に雑種地として利用していたため、始末書が提出されております。 番号20番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用していたため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	この件について質疑等があれば、お願いをいたします。ございませんか。

	質疑がないようですので、報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告します。 説明をお願いします。 報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は 1 3 ページから 1 6 ページ、位置図は 1 4 ページから 2 0 ページになります。 番号 1 0 番については、過去に転用届が提出されております。 番号 2 7 番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用していたため、顛末書が提出されております。 番号 3 4 番、3 5 番、3 6 番については、関連の案件です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。 以上で、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について報告を終わります。
議長	この件について、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。 質疑がないようですので、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第 3 号、農地等の公売に伴う買受適格証明申請の専決処理について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 3 号、農地等の公売に伴う買受適格証明申請の専決処理について、報告させていただきます。 議案書は 1 7 ページ、1 8 ページ、位置図は 2 1 ページになります。 これにつきましては、市による公売に掛けられる物件で、公売に参加をするためには、この農地を買い受ける資格も持っている旨の証明書を添付しなければなりません。 また、落札後は改めて農地法の手続を行うことになります。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る、各種証明事務取扱ガイドラインに基づき、事務局長が専決処理を行い、証明書を交付したものであります。 以上で、報告第 3 号、農地等の公売に伴う買受適格証明申請の専決処理について、報告を終わります。

議長	それでは、この件について質疑等があれば、お願いいたします。ございませんか。 質疑がないようですので、報告第3号、農地等の公売に伴う買受適格証明申請の専決処理について、報告を終わります。 ありがとうございました。ほかにございませんか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には、慎重に、またスムーズにご審議いただき、ありがとうございました。 次回の第4回農業委員会総会は、4月9日火曜日、午前10時から、ここ、7階で行います。ありがとうございました。
----	--

(閉会 午前10時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月9日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ 1 番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 2 番委員） _____